

広瀬川（大橋周辺）水辺利活用検討会設置要綱

（令和6年10月21日市長決裁）

（設置）

第1条 広瀬川（大橋周辺）における水辺の利活用に関する基本的な方針を定める広瀬川（大橋周辺）水辺利活用基本構想（以下この条及び次条第3号において「基本構想」という。）及び基本構想に基づき広瀬川（大橋周辺）における河川緑地の基本的な整備内容を定める広瀬川（大橋周辺）水辺利活用基本計画（次条第3号、第3条第3項及び附則第2項において「基本計画」という。）の策定に当たり、学識経験者等の意見を反映させるため、広瀬川（大橋周辺）水辺利活用検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 広瀬川（大橋周辺）における水辺の利活用のあり方に関すること
- (2) 広瀬川（大橋周辺）における河川緑地の整備に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本構想及び基本計画の策定に関し必要な事項

（組織）

第3条 検討会は、委員8人以内をもって組織する。

- 2 検討会の委員は、学識経験者、広瀬川に関する活動を行う団体の構成員その他市長が適當と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から基本計画の策定の日までとする。

（座長及び座長代理）

第4条 検討会に、座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定め、座長代理は、座長の指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 座長は、検討会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第6条 検討会の庶務は、建設局百年の杜推進部百年の杜推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮つて定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月22日から実施する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、基本計画の策定の日限り、その効力を失う。